

重要事項確認書(芝生墓所) R6年度追加募集用

☑	確認事項	利用案内
☐	・埋蔵できるのは、人のご遺骨のみです。ペットなどのご遺骨は埋蔵できません。	条例・規則
☐	・使用料は、永年(市内居住者)100万円(市外居住者)120万円、10年(市内居住者・継続可)40万円、30年(市外居住者・継続不可)110万円、管理料は8千円/年です。	P1
☐	・申請者の住所は住民票の住所としてください。	P3
☐	・申請者＝使用者です。申請後の申請者の変更はできません。使用者の死亡による承継以外の権利移転や転貸はできません。	P3
☐	・申請後に、資格要件から外れていたことが判明した場合は、無効になります。	P3
☐	・芝生墓所と樹木型合葬式墓所の両方の使用者となることはできません。	P3
☐	・1世帯で2通以上の申請があった場合は、全て無効になります。	P3
☐	・墓所区画は、選択できません。	P3
☐	・使用者の負担(別途)で墓石の変更は規格内で可能です。	P4
☐	・銘板、花筒、線香台などは使用者が別途用意してください。	P4
☐	・墓石、銘板は使用者の責任で管理してください。	P5
☐	・ご遺骨の埋蔵は必ず申請し、使用者の責任において執り行ってください。僧侶などによる儀式、供養は自由です。	P5
☐	・不正な手段で使用許可を受けたときや使用料を指定期限までに納付しない時は、使用の許可を取り消すことがあります。	P7
☐	・承継を行っていく墓所です。使用する必要が無くなった時には、墓所の原状回復と返還手続きを速やかに行ってください。	P7
☐	・納付された使用料は、例え使用開始前、埋蔵前であっても、原則還付しません。十分検討の上、申し込んでください。	P7
☐	・提出書類に不備はありません。	記載確認
以上の確認(全てに☑)のほか、「利用のご案内」及び法令に従い、申請します。		
令和 年 月 日 申請者氏名		

重要事項確認書(樹木型合葬式墓所)R6年度追加募集用

☑	確認事項	利用案内
□	・埋蔵できるのは、人のご遺骨のみです。ペットなどのご遺骨は埋蔵できません。	条例・規則
□	1つの申請につき、 申請者本人を含め3親等3体まで 申請できます。	P1
□	・使用料は、ご遺骨1体につき市内居住者15万円、市外居住者20万円です。	P1
□	・申請者の住所は住民票の住所としてください。	P3
□	・申請者＝使用者です。申請後の申請者の変更はできません。使用者の死亡による承継以外の権利移転や転貸はできません。	P3
□	・申請後に、資格要件から外れていたこと(使用者と埋蔵予定者が3親等以内でなかった等)が判明した場合は、無効になります。	P3
□	・芝生墓所と樹木型合葬式墓所の両方の使用者となることはできません。	P3
□	・埋蔵するご遺骨(生前予約を含む)の氏名を変更することはできません。	P3
□	・同一のご遺骨(生前予約を含む)について、2通以上の重複申請があった場合は、全て無効になります。	P3
□	・納骨する位置は決められません。なお、1つの申請書に記載された方(3親等3体まで)は、同じ位置に納骨します。	P3
□	・ご遺骨の埋蔵は管理者が行い、完了通知をいたします。 埋蔵の立会はありません。 埋蔵通知到着後、僧侶などによる儀式・供養は自由です。	P6
□	・すでに埋蔵されたご遺骨は、返還できません。 申請の際には、ご親族とともに十分ご検討ください。	P6
□	・埋蔵する際には、手数料(10,000円+消費税)や骨袋代などが必要です(令和6年現在)。	P6
□	・不正な手段で使用許可を受けたときや使用料を指定期限までに納付しない時は、使用の許可を取り消すことがあります。	P7
□	・納付された使用料は、例え使用開始前、埋蔵前であっても、原則還付しません。十分検討の上、申し込んでください。	P7
□	・提出書類に不備はありません。	記載確認
以上の確認(全てに☑)のほか、「利用のご案内」及び法令に従い、申請します。		
令和 年 月 日 申請者氏名		